

# 「税」について考えよう

庄原税務署  
税務課市民税係  
☎0824721001  
☎0824731146

国税庁は毎年11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、さまざまな広報広聴活動を行っています。この機会に税について考えてみませんか。

## お酒の無免許製造はやめましょう

酒類の製造免許を受けずに酒類(どぶろくなど)を造った場合は、たとえ自家用であっても酒税法違反行為となり、5年以下の懲役または50万円以下の罰金という処罰の対象となります。(ただし、梅酒など一部の酒類は除きます)

また、製造免許を受けずに製造された酒類と知りながら譲り受け、所持している方も処罰の対象となります。

県内には「どぶろく特区」に認定されている市町がありますが、「どぶろく特区」内といえども、どぶろくを造るためには税務署長から酒類の製造免許を受ける必要があります。酒類の製造免許に関することは、庄原税務署(酒税担当)へお問い合わせください。

## 資産税の個別相談

庄原税務署では、資産税(譲渡所得、

相続税、贈与税)に関する個別具体的な相談や照会について、相談日(予約制)を設けています。

## 【11月・12月の相談日】

11月27日(金) 10時～15時30分  
12月18日(金) 10時～15時30分

## 農業収支計算の準備と相談はお早めに

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。

「収支計算」をするためには、収入金額の分かる書類と、経費が分かる書類が必要になります。また、領収書を残していない経費は認められないことがありますので、農業に係るこれらの書類をなくさないように整理保存しておく必要があります。

なお、6月号でお知らせしているとおり、農機具などの耐用年数が変更になつていきます。市ホームページに、新しい耐用年数に対応した『農業収支計算ソフト』を用意しましたので、ダウンロードしてご利用ください。(昨年度までの古い計算ソフトは使用しないでください)

## 申請はお早めに!

# 障害者控除認定

年末調整や確定申告の時期が近づいてきました。税法上の所得控除を受けられることができる障害者控除対象者認定書の申請はお済みですか。

65歳以上の介護を必要とする方で「身体障害者等に順ずる方」や「6カ月以上寝たきり状態にある方」は、お早めに市へ申請してください。

## 【対象者】

- ① 次の①②のすべてに該当し、かつ
- ③④⑤⑥のうちいずれかの状態の方。
- ① 他の制度により税法上の特別障害者控除を受けていない方
- ② 65歳以上の方
- ③ 認知症状のある方、あるいは認知症と診断されている方
- ④ 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない方
- ⑤ 屋内での生活は何らかの介助が必要で、日中もベッドなどでの生活が主体である方
- ⑥ 生活全般に介助が必要な方(ほぼ寝たきり状態の方)

※身体障害者福祉法などに基づく障害認定と介護保険法に基づく要介護認定は、その認定基準が異なることから、要介護認定の要介護度が高くても、「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられない場合があります。

ら、要介護認定の要介護度が高くても、「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられない場合があります。

## 【申請に必要な書類】

- ① 障害者控除対象者認定申請書
- ② 医師の診断書または民生委員の見書

※要介護認定を受けられている方は、②は必要ありません。書類は高齢者福祉課介護保険係や各支所保健福祉担当室にあります。

## 問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係  
☎0824731167

または各支所保健福祉担当室

